

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和2年3月23日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 6番 守屋常雄君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 諸橋太一郎君
- 18番 市川圭一君
- 20番 板倉香君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

## 令和2年第1回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

令和2年3月23日（月）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2. 議案第 2号 牛久市議会の議決すべき事項に関する条例について
- 日程第 3. 議案第 3号 牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例
- 日程第 4. 議案第 4号 牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例について
- 日程第 5. 議案第 5号 牛久市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例について
- 日程第 6. 議案第 6号 牛久市地域包括支援センター運営協議会設置条例について
- 日程第 7. 議案第 7号 牛久市地域密着型サービス運営協議会設置条例について
- 日程第 8. 議案第 8号 牛久市公共事業再評価委員会設置条例について
- 日程第 9. 議案第 9号 牛久市公共施設等総合管理基金条例について
- 日程第10. 議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 日程第11. 議案第11号 牛久市学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第12. 議案第12号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第13号 牛久市固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第14号 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第15号 牛久市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第16. 議案第16号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第17号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第18. 議案第18号 牛久市職員退職手当基金条例を廃止する条例について
- 日程第19. 議案第19号 牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第20. 議案第20号 牛久市健康管理基金条例を廃止する条例について
- 日程第21. 議案第21号 牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第22. 議案第22号 牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第23. 議案第23号 牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例について

- 日程第24. 議案第24号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第25. 議案第25号 令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26. 議案第26号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27. 議案第27号 令和2年度牛久市一般会計予算
- 日程第28. 議案第28号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第29. 議案第29号 令和2年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第30. 議案第30号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第31. 議案第31号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第32. 議案第32号 令和2年度牛久市下水道事業会計予算
- 日程第33. 議案第33号 牛久市道路線の認定について
- 日程第34. 議案第34号 物品購入契約の締結について
- 日程第35. 意見書案第1号 児童虐待防止対策の推進を求める意見書の提出について
- 日程第36. 請願第1号 医療的ケア児・者の災害時の電源確保一発電機購入に対する助成に関する請願
- 日程第37. 請願第2号 奥野地区地域おこし協力隊の導入に関する請願
- 日程第38. 令和元年請願第2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願
- 日程第39. 議案第37号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第40. 議案第38号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第41. 議員提出議案第1号 牛久市乾杯条例について
- 日程第42. 議員提出議案第2号 総合計画基本構想検討特別委員会の設置について
- 日程第43. 意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症対策の充実を求める意見書の提出について
- 日程第44. 閉会中事務調査の件

午前9時55分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第37号及び議案第38号の2件、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件、意見書案第2号の1件が提出されましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第1号ないし日程第34、議案第34号の34件、日程第35、意見書案第1号の1件、日程第36、請願第1号ないし日程第38、令和元年請願第2号の3件を一括議題といたします。



議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 2号 牛久市議会の議決すべき事項に関する条例について

議案第 3号 牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例

議案第 4号 牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例について

議案第 5号 牛久市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例について

議案第 6号 牛久市地域包括支援センター運営協議会設置条例について

議案第 7号 牛久市地域密着型サービス運営協議会設置条例について

議案第 8号 牛久市公共事業再評価委員会設置条例について

議案第 9号 牛久市公共施設等総合管理基金条例について

議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について

議案第11号 牛久市学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第12号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 牛久市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について

議案第16号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第17号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第18号 牛久市職員退職手当基金条例を廃止する条例について

- 議案第19号 牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 議案第20号 牛久市健康管理基金条例を廃止する条例について
- 議案第21号 牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 議案第22号 牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例について
- 議案第23号 牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例について
- 議案第24号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第25号 令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 令和2年度牛久市一般会計予算
- 議案第28号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第29号 令和2年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第30号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第31号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第32号 令和2年度牛久市下水道事業会計予算
- 議案第33号 牛久市道路線の認定について
- 議案第34号 物品購入契約の締結について
- 意見書案第1号 児童虐待防止対策の推進を求める意見書の提出について
- 請願第1号 医療的ケア児・者の災害時の電源確保一発電機購入に対する助成に関する請願
- 請願第2号 奥野地区地域おこし協力隊の導入に関する請願
- 令和元年請願第2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願

○議長（石原幸雄君） 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、黒木総務常任委員長。

---

令和2年3月23日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第2号	牛久市議会の議決すべき事件に関する条例について	原案可決
議案第3号	牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例について	原案可決
議案第8号	牛久市公共事業再評価委員会設置条例について	原案可決
議案第9号	牛久市公共施設等総合管理基金条例について	原案可決
議案第10号	牛久市地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について	原案可決
議案第12号	牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第13号	牛久市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第14号	牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第18号	牛久市職員退職手当基金条例を廃止する条例について	原案可決
議案第19号	牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について	原案可決
議案第24号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
請願第2号	奥野地区地域おこし協力隊の導入に関する請願	採 択
令和元年 請願第2号	二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願	継続審査

〔総務常任委員長黒木のぶ子君登壇〕

○総務常任委員長（黒木のぶ子君） 改めまして、おはようございます。総務常任委員会委員



長審査報告。

令和2年3月6日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月13日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第8号）であり、中央図書館の管理業務を5年契約で受託している業者より、残り2年を残し、本年3月31日をもって契約を終了したい旨の申し出があり、急遽新たな業者との契約が必要となったもので、令和2年度における中央図書館の管理業務に関し、準備期間に日数を要することから、新たに債務負担行為を設定したものであり、市議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分としたため、その承認を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、専決処分の判断に至った経緯について質疑があり、市執行部からは契約を解除せず引き続き業務を継続することができないか協議を行うとともに、契約解除に至った場合の違約金等の取り扱いについての調査、検討もあわせて行ったため、4月から新たな業務を行うための準備期間を勘案すると時間的な余裕がないことから、専決処分としたとの答弁がありました。

議案第2号は、牛久市議会の議決すべき事件に関する条例についてであります。

本件は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、基本構想の策定または変更に関することを議会の議決すべき事件として定めるものであります。

審査に当たり委員からは、上位法で規定されていない事項を条例で議決事項とすることの法的根拠についての質疑があり、市執行部からは地方自治法第96条第2項に基づき条例を定めようとするものであるとの答弁がありました。

議案第3号は、牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例についてであります。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の改正によるものであり、各委員会の委員について非常勤特別職として委嘱するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく機関として定めるものであります。

審査に当たり委員からは、総合戦略の位置づけについて質疑があり、市執行部からは総合戦略は基本目標を達成するために総合計画の7つの分野から横断的に事業を選択し実施していくものであり、それぞれ指標を設定し進捗状況を把握することとの答弁がありました。

議案第8号は、牛久市公共事業再評価委員会設置条例についてであります。

本件も、地方公務員法及び地方自治法の改正によるものであり、各委員会の委員について非常勤特別職として委嘱するため地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく機関として定めるものであります。

審査に当たり委員からは、条例案第3条の組織に関する規定について質疑があり、市執行部からは専門的な知識を有した学識経験者に委嘱することを考えており、この点については別に要綱で定めることとしているとの答弁がありました。

議案第9号は、牛久市公共施設等総合管理基金条例についてであります。

本件は、施設の更新に当たっては施設全体を適正に把握した上で施設の老朽化対策を計画的に推進する必要があるため、目的が限定されている現行の牛久市社会教育施設・文化施設整備基金、牛久市生活環境施設整備基金及び牛久市小規模水道維持管理基金を集約し、牛久市公共施設等総合管理基金を新たに設置するものであります。

審査に当たり委員からは、当該基金には市庁舎改築なども想定しているのかとの質疑があり、市執行部からは現時点では大規模な増築等の改修は予定していないが、市庁舎の空調や照明、議場等の部分的な改修については含まれているとの答弁がありました。

議案第10号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてであります。

本件は、会計年度任用職員制度の導入に関する文言の整理等について、18の条例の改廃を行うものであります。

審査に当たり委員からは、議員提案による条例の改正についての取り扱いについての質疑があり、市執行部からは今回の条例改正は地方公務員法の改正に伴う形式的な条項及び文言の改正となることから、市執行部からは一括して提案したいものであるとの答弁がありました。

議案第12号は、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることのみを理由に不当に差別されることのないよう、意思能力を有しない者に限って印鑑登録を受けることができないよう改正するものであります。

議案第13号は、牛久市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、当該法律の題名の改正及び引用条項の整理を行うものであります。

議案第14号は、牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、実質収支の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てることとする規定を改め、新設の公共施設等総合管理基金など特定目的基金への積み立てを可能とすることで、公共施設等の計画的な保全及び更新に充てることを可能とするものであります。

審査に当たり委員からは、この改正に伴う剰余金の取り扱いについての質疑があり、市執行部からは今回の改正によりこれまで剰余金の2分の1は財政調整基金に積み立てなければならなかったものが、地方財政法の規定のもとで特定目的基金への積み立てや繰り上げ償還に充てることが可能となることから、その時々状況に合わせて柔軟な対応が可能になるとの答弁がありました。

議案第18号は、牛久市職員退職手当基金条例を廃止する条例についてであります。

本件は、本基金の当初の役割を終えたことから廃止するものであります。

審査に当たり委員からは、この基金の状況について質疑があり、市執行部からは実際には財政的な余裕がなかったことから基金への積み立てができていない状況であった旨の答弁がありました。

議案第19号は、牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてであります。

本件も、本基金の当初の役割を終えたことから廃止するものであります。

議案第24号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみであります。

本件は、歳入の主なものについては、地方交付税の税額確定に伴う普通交付税1億7,401万円の増額、繰り上げ償還に伴う減債基金繰入金2億7,836万円の増額及び本補正予算調製に伴う財政調整基金繰入金3億8,254万1,000円の減額等であります。

また、歳出の主なものについては、平成17年度借り入れの臨時財政対策債の繰り上げ償還に伴う元金償還金2億7,836万円の増額、その他執行額の確定及び執行見込みにより減額となるもの等となります。

審査に当たり委員からは、公債費については年利2.7%以上で借り入れしているものの有無及び繰り上げ償還により削減される利子について質疑があり、市執行部からは、縁故資金で最大のものが年利2.7%であり、残額は934万円となる、また、繰り上げ償還については議決後に行うことから、令和2年度以降の利子が削減になるとの答弁がありました。

請願第2号は、奥野地区地域おこし協力隊の導入に関する請願であります。

本件は、人口の減少による過疎化が進行し、空き家の増加や耕作放棄地の増加等、さまざまな問題が生じ始めている奥野地区において、その問題を解決するために、地元住民と中学生、NPOなどが協力して地域活性化の取り組みをさらに発展させ軌道に乗せるために動き出して

いる状況であり、その動きを確実なものにするため外部から若い人材を導入したいと考えることから、牛久市が奥野地区に地域おこし協力隊を導入することについて市議会として決議を採択するように求めるものであります。

令和元年請願第2号は、令和元年第2回定例会から継続審査となっていた二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書であり、大規模災害発生時に避難者の方々のSOS通話・通信及び情報収集・発信の手段として、災害に強い公衆無線LANの設備を二次避難所で提供できるよう求めるものであります。

審査に当たり委員からは、新たな防災無線等に関する整備計画等の検討が始まっている状況であり、かつ請願内容にある設備を避難所に導入した場合に費用もかかることから、ある程度市の計画がまとまった上で当該請願の採否を判断したいため、継続審査とすべきであるとの意見がありました。

以上、14件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第1号ないし議案第3号、議案第8号ないし議案第10号、議案第12号ないし議案第14号、議案第18号、議案第19号及び議案第24号については全会一致により内容を適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第2号は、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

なお、令和元年請願第2号については、委員から継続審査を求める意見があり、採決の結果、賛成多数により継続審査とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、守屋教育民生常任委員長。

---

令和2年3月23日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会  
委員長 守屋 常 雄

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第4号	牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例について	原案可決
議案第5号	牛久市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例について	原案可決
議案第6号	牛久市地域包括支援センター運営協議会設置条例について	原案可決
議案第7号	牛久市密着型サービス運営協議会設置条例について	原案可決
議案第11号	牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	牛久市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第17号	牛久市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号	牛久市健康管理基金条例を廃止する条例について	原案可決
議案第24号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第25号	令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第34号	物品購入契約の締結について	原案可決
意見書案 第1号	児童虐待防止対策の推進を求める意見書の提出について	原案可決
請願第1号	医療的ケア児・者の災害時の電源確保一発電機購入に対する助成に関する請願	採 択

〔教育民生常任委員長守屋常雄君登壇〕

○教育民生常任委員長（守屋常雄君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

令和2年3月6日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月16日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第4号ないし議案第7号の4件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正により、規則や要綱で設置しております委員会及び協議会を条例で設置するものであります。

議案第4号は、牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例についてであります。

本件は、牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく委員会として位置づけ、同委員を非常勤特別職として委嘱するため制定するもので

あります。

審査に当たり委員からは、条例化する背景について質疑がなされ、市執行部からは法改正により非常勤特別職の委員は法律に定める委員、そのほか条例に定めなければならないとされ、これまで要綱で定めていたものを今回条例に定めるものであるとの答弁がありました。

議案第5号は、牛久市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例についてであります。

本件は、これまで規則として定めていたものを条例に定めるものであります。

審査に当たり委員からは、議案第4号と議案第5号の委員は重複するのか質疑がなされ、市執行部からは弁護士の方が重複しているとの答弁がありました。

議案第6号は、牛久市地域包括支援センター運営協議会設置条例についてであります。

本件は、これまで要綱で定めていたものを条例に定めるものであります。

議案第7号は、牛久市地域密着型サービス運営協議会設置条例についてであります。

本件は、これまで要綱で定めていたものを条例に定めるものであります。

審査に当たり委員からは、もともとある運営委員会の設置要綱との兼ね合いについて質疑がなされ、市執行部からはこれまで要綱で定めていた牛久市地域密着型サービス運営委員会設置要綱は廃止となるとの答弁がありました。

議案第11号は、牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本件は、令和2年おくの義務教育学校の開校に伴い、関連する文言の整理について7つの条例の改正をするものであります。

審査に当たり委員からは、教員の方が持っている免許が小学校課程と中学校課程では異なると思うが、その調整について質疑がなされ、市執行部からは中学校だけの免許所持者は小学校では教えられないが、中学校の数学を持っている教員は小学校の算数だけは教えられるというルールになっているので、5、6年生は中学校の校舎に移るので、5、6年生の多くは教科担任となり、中学校の教員が教えることになるとの答弁がありました。

議案第15号は、牛久市地域福祉基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、高齢者や障害者を含めた全ての方に対する福祉の推進に対し基金を活用することができるように改めるとともに、果実運用型基金から取り崩し型基金にすることにより各福祉施策に基金を活用することができるよう改正するものであります。

また、牛久市中心身障害者福祉基金及び牛久市地域振興基金を牛久市地域福祉基金に統合するため廃止するものであります。

審査に当たり委員からは、基金の総額について質疑がなされ、市執行部からは平成30年度末基金残高で、牛久市地域福祉基金については3億2,158万6,325円、牛久市中心身障

害者福祉基金は114万6,683円、牛久市地域振興基金はゼロ円、合計で3億2,273万3,008円であるとの答弁がありました。

議案第17号は、牛久市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久運動公園の有料公園施設である野球場及びスコアボード並びに多目的広場の使用単位時間を2時間から2時間30分に延長するものであります。貸し出し料金は従前の2時間使用時と同一料金とするものであります。

審査に当たり委員からは、この改正は市内全部の野球場、多目的広場が適用となるのか疑問がなされ、市執行部からは運動公園の野球場、多目的広場は適用となり、牛久運動広場、奥野運動広場は2時間の据え置きであるとの答弁がありました。

議案第20号は、牛久市健康管理基金条例を廃止する条例についてであります。

本件は、平成6年12月、市内の医療機関からの寄附金をきっかけに、地域住民の健康増進を目的に設置されたものである。平成23年度基金運用の見直しを行い、残額全てを一般会計に繰り入れし、平成24年度に利息分を繰り入れし、基金としての運用が停止となり、今後も運用の予定がないことから廃止するものであります。

審査に当たり委員からは、この基金をつくった目的について疑問がなされ、市執行部からは医療機関からの寄附をどのように運用するか検討したが運用されない状態であった、その後、基金の見直しを行った際に一般会計に繰り入れたものであるとの答弁がありました。

議案第24号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算のうち当委員会所管の歳出の主なものとして奨学金条例に基づき就学を支援する積立金について、牛久市奨学金基金に積み立てるものであります。

本件は、篤志家からの寄附金及びふるさと牛久応援寄附金を原資としている給付型の奨学金であり、その運用については前年度取り崩した額を翌年度積み立てる運用を実施している。今回の補正は平成30年度に基金から取り崩した444万円を今年度同額積み立てるものであります。

審査に当たり委員からは、奨学金制度の内容、対象者について疑問がなされ、市執行部からは、牛久市の奨学金については、牛久市奨学金条例及びその施行規則により運用している、その原資は篤志家からの寄附で、8名の方から4,000万円を超える寄附をいただいている、毎年一般奨学金は年額12万円、交通災害遺児奨学金は年額6万円を支給、毎年約30名強、約400万円前後の支給をしている、そのため原資が目減りしてしまうので翌年度ふるさと牛久応援寄附金を使い補填し、基金を維持しているとの答弁がありました。

議案第25号は、令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであり、歳入歳出それぞれ2,517万円を減額し、81億6,334万2,000円とする

ものであります。歳出の主なものとして、システム改修費517万円減額、退職被保険者の医療費減額、これに伴う財源となる国庫支出金及び県支出金を減額し、その他繰入金を補正するものであります。

審査に当たり委員からは、退職被保険者等療養給付費2,000万円の減額ですが、当初2,700万円から2,000万円の減額となったことについて質疑がなされ、市執行部からは、退職被保険者とは厚生年金20年以上加入者の方で、国保加入となった場合に適用する制度であり、制度上は平成26年度で廃止になっているが、65歳になるまで適用され、平成26年度60歳で加入された方が65歳に達するのが今年度最後となっている。そのため、1月末現在7名であり、過去にさかのぼって医療費を振りかえるために700万円残しており、2,000万円の減額であるとの答弁がありました。

議案第34号は、物品購入契約の締結についてであります。

本件は、令和元年度ひたち野うしく中学校給食調理器具等購入契約についてであります。契約方法は指名競争入札、契約金額は4,609万円。調理器具110点購入を行うものであります。

審査に当たり委員からは、参考見積もりは何社からとり、積算及び設計から予定価格が全て同じ額であり、執行率97.39%は競争性が働いていたのか、納入期限について質疑がなされ、市執行部からは、参考見積もりは3社以上、積算及び設計、予定価格の金額については、最初に見積もりをとる段階で業者等にも安く調整を行った上での業者見積もりですので、同じ金額で計上している。執行率は入札の結果である。また、納入期限については7月末ですが、現場の調理室の進行に合わせて7月末までには納入され、夏休み明けから運営できる体制にするとの答弁がありました。

意見書案第1号は、児童虐待防止対策の推進を求める意見書の提出についてであります。

請願第1号は、医療的ケア児・者の災害時の電源確保一発電機購入に対する助成に関する請願であります。

審査に当たり委員からは、法的に問題ないと思うが、議運で提案されたときは請願要旨に家庭という言葉が入っていなかったが、今回上程された中には家庭が入っておりますので、請願については賛成したい。また、日本は地震大国であり、これまで多くの地震によって犠牲者となられた方がたくさんおられます。さらに、近年異常気象の影響で大雨が降り、いろいろな被害を受けている状況の中、医療ケアを必要とされているお子様、成人者、高齢者にとって人工呼吸器の電源がとまるということは命がなくなるということであり、発電機を設置することで命をつなぐことができる。ぜひ市として助成をしていただきたいと考えるとの意見がありました。



付託されました案件について審査の結果、議案第4号ないし議案第7号、議案第11号、議案第15号、議案第17号、議案第20号、議案第24号及び議案第25号は全会一致により、議案第34号は賛成多数により内容を適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第1号につきましては、全会一致により可決すべきものと決し、請願第1号につきましては、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、須藤産業建設常任委員長。

令和2年3月23日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 須藤京子

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第16号	牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第21号	牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について	原案可決
議案第22号	牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例について	原案可決
議案第23号	牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例について	原案可決
議案第24号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第26号	令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第33号	牛久市道路線の認定について	原案可決

〔産業建設常任委員長須藤京子君登壇〕

○産業建設常任委員長（須藤京子君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

令和2年3月6日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月18日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第16号は、牛久市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う文言の改正、連帯保証人の人数その他、所要の改正を行うものであります。

審査に当たり委員からは、過去3年間において連帯保証人が見つからないために市営住宅に入居できなかった事例について質疑がなされ、市執行部からは、過去3年間においてそのような事例はないとの答弁がありました。さらに、委員からは、民間の債務保証機関を利用する考えはないかとの質疑がなされ、市執行部からは、他市及び他県においては民間の保証機関を採用している実態もあるが、牛久市においては保証機関の実績や有効性が確認できていない状況であることから、採用するには至っていない。しかし、それらについて確認ができれば積極的に採用したいと考えているとの答弁がありました。

また、本件は総務省の勧告に基づく改正ということであるが、それによると家賃の滞納者に対する的確な対応及び支援と住宅確保要配慮者に対する住宅部局と福祉部局の連携についてうたわれているが、この総務省の勧告に対する市としての対応についての質疑がなされ、市執行部からは、公営住宅はセーフティーネットとしての役割もあることから、建設部と保健福祉部が相互に情報を出し合うなど、密接に連携をとりながら対応しているとの答弁がありました。

議案第21号は、牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてであります。

本件は、牛久市商工業振興基金が役割を終えたことから廃止するものであります。

審査に当たり委員からは、この基金の創設当時の金額や財源について質疑がなされ、市執行部からは、昭和59年度に牛久駅西口地区再開発事業に係る資金融資のあっせん等を目的として、一般財源から1億円が基金へ積み立てられ、昭和61年度にはエスカード牛久ビルのキーテナント会社から寄附金として2億円が積み立てられていることが確認されている。それ以降は一般財源から各年度にそれぞれ積み立てをしながら保証料補給や利子補給の補助金として充当されており、利子補給が終了したのが平成14年度であることを確認しているとの答弁がありました。

議案第22号は、牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例についてであります。本件は、牛久市農山漁村ふるさと事業基金が役割を終えたことから廃止するものであります。

議案第23号は、牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例についてであります。

本件は、平成24年度に市内2つの工業団地内の小規模水道について県南水道への切りかえが完了したことにより、小規模水道事業が終了していることから廃止するものであります。

議案第24号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）であり、当委員会所管の歳入の主なものとしては、国庫支出金のうち国庫補助金については、国の補正予算採択に伴い前倒して実施する工事等に対して社会資本整備総合交付金を増額し、本年度の交付決定に伴う減額等を行うものであります。県支出金のうち県補助金については、強い農業づくり交付金を新たに計上するほか、本年度交付決定に伴う減額等を行うものであります。

歳出の主なものとしては、昨年の台風15号及び19号により被災した農業者に対する支援費を農林水産業費の農業費に計上するとともに、国の補正予算採択に伴い前倒して実施する公園遊具更新工事費を土木費の都市計画費に計上するものであります。

審査に当たり委員からは、被災した農業者を支援するための補助金の予算が約470万円と少ない金額となった根拠について質疑がなされ、市執行部からは、保険に加入している農業者であることが補助の対象となるための条件となっている。過去に被災した経験がある農業者は保険に加入している方もいるが、保険の負担も大きいことから必ずしも農業者が保険に加入しているとは限らないことが補助金の予算額が少なくなった理由であるとの答弁がありました。

また、大根洗浄施設増設補助金として補正予算が2,000万円計上されているが、大根の生産部会に加入している農業者数及び加入していない農業者が大根洗浄機械等を購入する場合でも補助の対象となるか質疑がなされ、市執行部からは、大根の生産部会に加入している農業者は現在28人であり、生産部会に加入していない農業者が大根洗浄機械を購入する場合に当該補助を受けることは難しいが、この補助金とは別に農業機械等を購入する際の補助の対象となるのであれば、その補助を受けることは可能であるとの答弁がありました。

そのほか、木造住宅の耐震化診断に係る委託料が46万2,000円減額となっているが、牛久市耐震改修促進計画によると平成19年度末の市内住宅の耐震化率は83%であり、平成27年度末では90%、市内学校の耐震化率は平成19年度末が63%、平成27年度末が88%とされており、それぞれの目標値は達成できているか質疑がなされ、市執行部からは、市内住宅が平成27年度末で96%を達成しており、市内学校については現在100%に達しているとの答弁がありました。

また、牛久シャトーの賃貸借について約109万円の債務負担行為が設定されているが……。

○議長（石原幸雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

---

午前10時46分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

○産業建設常任委員長（須藤京子君） 失礼しました。数字が間違っておりました。

また、牛久シャトーの賃貸借について約10億9,000万円の債務負担行為が設定されているが、牛久シャトーを所有する会社との賃貸借契約書に盛り込むことができなかった条項について質疑がなされ、市執行部からは、翌年度以降の予算について議会の承認が得られない場合は当該契約を解除するという解除権を残した条項を契約書に盛り込めれば、毎年度予算の措置はされるので長期の債務負担を組む必要がないとされているが、その条項を契約書に盛り込むことができなかったとの答弁がありました。

議案第26号は、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であり、既定の予算額から4,766万9,000円を減額し、予算の総額を22億5,064万円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債について補正するものであります。

審査に当たり委員からは、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理費負担金の減額補正前の予算額と補正後の予算額及び補正の理由について質疑がなされ、市執行部からは、減額補正前の予算額は3億4,501万4,000円であり、3,169万2,000円の減額により3億1,332万2,000円となる。維持管理負担金については計画汚水量として基本料金を計上し、実際に流域下水道に排出した汚水量の実績をもとにさらに加算している。今年度の予算額についても昨年度の実績をもとに予算計上したが、本年度は夏場の汚水量が昨年度に比べて少なかったため減額補正することとなったとの答弁がありました。

議案第33号は、牛久市道路線の認定についてであります。

本件は、開発行為による5路線を認定するものであります。

以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、執行部提出議案についていずれも全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、黒木予算特別委員長。

---

令和2年3月23日

牛久市議会議長 石原幸雄 殿

予算特別委員会

委員長 黒木 のぶ子

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第27号	令和2年度牛久市一般会計予算	原案可決
議案第28号	令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第29号	令和2年度牛久市青果市場事業特別会計予算	原案可決
議案第30号	令和2年度牛久市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第31号	令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第32号	令和2年度牛久市公共下水道事業特別会計予算	原案可決

〔予算特別委員長黒木のぶ子君登壇〕

○予算特別委員長（黒木のぶ子君） 予算特別委員会委員長審査報告。

令和2年2月28日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は

議案第27号 令和2年度牛久市一般会計予算

議案第28号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第29号 令和2年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第30号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第31号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第32号 令和2年度牛久市下水道事業会計予算

以上、6件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る2月28日、3月9日、10日、11日の4日間にわたり委員会を開催し、中央生涯学習センター、牛久シャトーの2カ所の現地視察を

行うとともに、3月9日、10日、11日の3日間は市執行部の出席を求め、また、議案第27号 令和2年度牛久市一般会計予算のうち、牛久シャトーに関する予算の審査に当たっては、参考人の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の歳入歳出について、委員からは、防犯灯や防犯カメラの設置予定について質疑がなされ、市執行部からは、防犯灯については行政区から寄せられた要望に基づき設置等を行うこととし、令和2年度については150本の設置を見込んでいる。また、防犯カメラについては設置重点地域を11カ所設定しており、既に1カ所の設置が完了していることから、残りの箇所についても順次設置を進めていくとの答弁がありました。

また、委員からは、マイナンバーカードの機能・用途の拡大について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度から保険証としての利用ができる予定になっているほか、現時点では市独自の用途拡大の予定はないが、今後調査研究を重ねていく中で、庁内組織での検討を進めていきたいとの答弁がありました。

そのほかに委員からは、歳入に関して法人市民税及び固定資産税について減収と見込んだ要因について質疑がなされ、市執行部からは、法人市民税については企業の収益や経済情勢により課税額が大きく変動することから、令和元年度の課税額を基準として横ばいで推移すると見込んでいるものの、法人税割の税率が9.7%から6%に変更になったことから、一部の法人については新税率を適用した法人税割により税収を見込んだため、減収となっている。固定資産税については大きな工場の増設や牛久市企業誘致条例による奨励措置に該当する企業の情報がなかったため、これまで所有している資産の減価償却分を適用して減収となるものと見込んでいるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について、委員からは、新型コロナウイルス感染の対策関係で学校給食について、児童クラブを運営する事業、放課後カップ塾と土曜カップ塾を運営する事業について質疑がなされ、市執行部からは、学校給食について3月2日から停止したため、3月分の給食費はいただかないことになっている。今年度中の学校給食は全部停止しているが、今後3カ月間の停止についてはまだ決定していない。また、3月2日から24日まで臨時休校となり、感染防止を最大の目的として、児童クラブを30人以下のクラス編成で3月5日から24日まで運営している。補助金に関しては今のところ具体的なものがない状況である。放課後カップ塾と土曜カップ塾の3月2日から3月末までの活動は中止しているとの答弁がありました。

また、委員からは、小学生通学用ヘルメットを配付する事業について質疑がなされ、市執行部からは、オージーケーカプト社製のヘルメットについては、品質管理体制を認証しているJIS認証が昨年11月に取り消されたが、このメーカーは大阪府と中国の2カ所に工場を持つ

ており、今回 J I S 認証が取り消されたのは大阪工場で製造されたヘルメットである。当市で採用しているヘルメットについては中国工場で製造されたものであり、その工場は現在は J I S 認証を受けている工場であるため、当市のヘルメットに関しては全く影響がないことを確認しているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について、委員からは、敬老の日大会祝賀行事を助成する事業について質疑がなされ、市執行部からは、敬老会に関しては市が主催ではなく、市が行政区にお願いをしている状況である。市からは記念品が全員に行き渡るように、記念品の配付も一緒にお願いしている。行政区については今後も引き続きお願いをしていくとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管について、委員からは、牛久シャトー施設賃貸料として5,544万円の予算計上がされているが、市として実際に想定している賃貸料について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市からオエノンホールディングス株式会社へ支払う賃借料と同額を牛久市が牛久シャトー株式会社から賃貸料として受け取る金額の予算計上となっており、牛久市と牛久シャトー株式会社との賃貸借契約書には令和2年2月分と3月分の賃料は請求しないことや、令和2年4月から令和5年3月までの期間の賃料について、毎年年度末の決算見込みの状況を考慮して猶予することができる内容が盛り込まれている。予算特別委員会における牛久シャトー株式会社の社長からの回答にもあったとおり、牛久シャトー株式会社は牛久市に支払う賃借料を含め、できるだけ赤字を出さないよう努力し、赤字が出た場合には資本金を取り崩して会社を運営していく意向であるとの答弁がありました。

また、刈谷行政区における生ごみ堆肥化モデル事業や指定ごみ袋の形状等見直しについては、廃棄物減量等推進審査会より答申が示されたとのことであるが、審査会において今後はどのような事項を審議していくのかとの質疑がなされ、市執行部からは、現在の基本計画は令和2年度で終了するため、令和2年度の審議会では今後10年間の基本計画を策定することになるが、今年度を実施をしているごみの組成分析において多くの割合を占めるであろう紙ごみや生ごみをどのように減量していくかが今後の課題になると思われる。ごみ袋の形状については定期的にアンケート等により市民からの意見を集め、それらを参考にしながら進めていきたいとの答弁がありました。

また、通学路の安全確保のため、市道を改良舗装する事業における整備箇所を選定基準について質疑がなされ、市執行部からは、整備の内容として、基本的には道路を拡幅して歩道を設置したり、路側帯を確保しカラー舗装により歩行者の通行帯を設置している。対象道路の選定については行政区からの要望や通学路危険箇所対策会議による合同点検などに基づいて現地状況を確認することにより、道路の拡幅は可能か、雨水排水の流末を確保できるか、国からの交付金の対象となるかなど、さまざまな条件を考慮した上で整備箇所を選定しているとの答弁

がありました。

そのほか、公園里親活動を支援する事業に関し、管理している公園の数や里親の団体数と活動内容について質疑がなされ、市執行部からは、市内37カ所の公園と7カ所の緑地について、各行政区を単位とする市内18の団体が公園の里親を請け負っている。公園里親活動の内容は団体によりさまざまであるが、公園里親のメンバーを募り、そのメンバーが定期的に公園の草刈りや掃除、手の届く範囲で木の剪定などを行っている団体もあれば、公園の年間の清掃を行政区の各班で割り振ることによって行っている団体もあるとの答弁がありました。

最後に、各特別会計のうち介護保険事業特別会計予算について委員からは、要介護認定の調査内容、方法について質疑がなされ、市執行部からは、調査内容については国で決められた調査書を調査委員が調査項目を1つずつ調査している。調査委員は一定の資格を持った方、研修を受けた方で、特に非常勤の調査員は全て元ケアマネジャーで専門の資格を有した方が実際に家庭や病院に赴き、聞き取り調査をしている。また、正職員は遠方や特殊な事情のある方のところへ行き調査しているとの答弁がありました。

また、介護サービス・介護予防サービスの受給者に介護相談派遣事業における相談員について質疑がなされ、市執行部からは、相談員は4名で、週5日勤務が1名、週3日勤務が3名であるとの答弁がありました。

そのほか下水道事業企業会計について委員からは、下水道資産の調査や整理の方法について質疑がなされ、市執行部からは、既に存在していた管渠の延長調査、工事台帳、設計書等から固定資産である管渠やポンプ場を取得した年度や種類を整理して固定資産の一覧を作成しており、取得した年度の決算書をもとに資産取得に要した投資額とその財源、間接経費等を経年的に把握して資産台帳を作成している。資産の総量として、土地が5億1,784万6,811円、建物が約9億3,000万円、汚水や雨水の管渠などの構築物が約216億2,000万円、ポンプやそれに付随する機械設備が約3億6,000万円であるほか、常南流域下水道建設事業負担金を無形の固定資産として計上しているとの答弁がありました。

議案第27号、令和2年度牛久市一般会計予算については、児童の通学用ヘルメットの着用に関して、児童の状況に応じた保護者判断とする明確な指針や着用について保護者責任のもと任意で行う旨、保護者の同意があれば安全帽での登校も可能であることなどの周知を求める附帯決議案が提出され、委員からは、児童の通学用ヘルメットの着用については学校によって運用の差があることや疾患を持つ児童の着用についての配慮は届け出による運用を行っているなど好ましくなく、児童や保護者の判断を尊重すべきであるとの意見がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第27号ないし議案第30号及び議案第32号は全会一致により、議案第31号は賛成多数により、いずれも内容適切なものと認め、



原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、令和2年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議案は、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 以上で、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時14分休憩

---

午前11時25分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。21番遠藤憲子君。

〔21番遠藤憲子君登壇〕

○21番（遠藤憲子君） 討論に入る前に一言述べさせていただきます。

2020年度一般会計予算について、自然破壊につながる北部開発はすべきではありません。また、ヘルメット配付に反対をするものではありませんが、着用は児童本人、保護者の判断に任せること、牛久シャトーについては歳入歳出に対し経営計画が不明瞭であり、市民に説明がつかいません。

しかし、当初予算には市民要望が実現されたカップ号の増車、デマンド型タクシー、カップ号新車両へのICカード導入や既存のカップ号にも導入されるということなど、評価できるものと考えます。

それでは、議案第31号、令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算の反対討論と行います。

議案第31号には、2月21日、県後期高齢者医療広域連合議会で議決された保険料の値上げは含まれていませんが、今後の議会で値上げが明らかで、賛成することはできません。

広域議会で議決されました保険料値上げは、2020年度、2021年度の保険料について所得割を8%から8.5%の0.5%増、均等割を年額3万9,500円から年額4万6,0

00円の6,500円の増とするものです。1人当たりの保険料では7万1,441円となり、平均で9,507円の値上げ、15.4%の大幅な値上げとなります。

2月29日現在の被保険者数1万1,433人に平均値上げの保険料を掛けて算出した場合、1億円以上の保険料の値上げとなります。特に今回の均等割の値上げ幅16.5%で、全ての被保険者にかかり、収入の低い高齢者にとって負担増となり、さらに、無年金者にとっても耐えがたいものです。

その上、低所得者の均等割軽減が廃止により、所得33万円以下は2020年度が8.5%から7.75%に、所得80万円以下は8%から7%に引き下げられ、負担がふえます。高齢者にこれ以上の負担は限界との声も出されています。

さらに、医療費の窓口負担を1割から2割にする計画も出されており、受診抑制の心配や重症化につながるおそれもあります。

後期高齢者医療制度は75歳になると今までの国民健康保険や被用者保険から切り離される医療保険で、子どもは当初から反対をしております。2000年に導入され、各都道府県で医療広域連合がつくられ10年が経過をしましたが、高齢者の暮らしは昨年10月からの消費税率の10%引き上げや年金が実質減少で収入が減る中、厳しい状況が続いております。

県広域連合は団塊世代が後期高齢になる2022年度から医療費の増加を見込んでおりますが、被保険者の保険料から充当され県に積み立てられている県財政安定基金、現在約40億円につきましては広域連合では1円も取り崩さず、今回の値上げを押しつけてきました。安倍政権が進めようとしている全世代型社会保障制度は国の負担を徐々に減らし、全世代にわたり負担増を押しつけてくる制度で、医療における国民皆保険制度が立ち行かなくなるとの懸念の声も出されています。

議案第31号には、予算特別委員会の審議の中で今後の保険料値上げや特例軽減廃止による負担増も明らかになっていることから反対するものです。

委員各位に御賛同をお願いいたし、反対討論いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。1番鈴木勝利君。

〔1番鈴木勝利君登壇〕

○1番（鈴木勝利君） 請願第1号、医療的ケア児・者の災害時の電源確保一発電機購入に対する助成に関する請願についての賛成討論を行います。

在宅で医療的な処置を必要とする子供や高齢者、いわゆる医療的ケア児・者の中には人工呼吸器、酸素濃縮器、喀痰吸引機などの医療機器を使用しているケースがあり、そうした医療機器を作動させるために電源の確保は欠くことのできないものです。

しかしながら、災害等によって停電が発生すればそうした医療機器を作動させられなくなり、

医療的ケア児・者の命を脅かすものとなってしまいます。当然ながら充電器としてのバッテリーによって作動させることはできますが、長時間耐え得るものではありません。そこで、安心して医療機器を長時間使用するためにガソリンやカセットボンベなどを燃料として発電することができる発電機が必要です。ところが、決して安価に購入できるものではありません。公費助成がどうしても必要です。

近年、日本各地で、地震はもとより台風や豪雨等、多発する異常気象による甚大な災害の被害状況を目の当たりにすると、いつ何時本市でもこうした災害によって長時間にわたって電気、水道、ガスなどのライフラインが寸断される事態が起きないとも限りません。

電気の供給の途絶は私たち市民にとっても死活問題に違いありませんが、そうした状況の中で医療的ケア児・者にとってはまさに命の問題に直結しているのです。そうした意味で医療的ケア児・者に対する災害時の電源確保という本請願は、私たちがふだんなかなか考えが及ばないこうした環境の中で暮らしている市民の現実に目を向けさせるものとなりました。

そして、かけがえのない一人一人の命を救うために自分たちができること、自分たちが果たすべきことを誠実に、そして早急に果たしていく以外にはないと考えさせられました。

以上の趣旨のもと、本請願に賛同いたします。議員各位の御理解と賢明なる御判断をお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号ないし議案第34号の34件、意見書案第1号の1件、請願第1号ないし令和元年請願第2号の3件について順次採決をいたします。

初めに、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、牛久山市議会の議決すべき事件に関する条例について、本案に対する委

員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、牛久市まち・ひと・しごと創生推進会議設置条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、牛久市高齢者保健計画策定委員会設置条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、牛久市地域包括支援センター運営協議会設置条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、牛久市地域密着型サービス運営協議会設置条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、牛久市公共事業再評価委員会設置条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、牛久市公共施設等総合管理基金条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、地方公務員法及び地方自治法の一部をする法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第13号、牛久市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、牛久市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、牛久市公園条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、牛久市職員退職手当基金条例を廃止する条例について、本案に対する

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、牛久市健康管理を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第２３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２４号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第９号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第２４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号、令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第２５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第２６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２７号、令和２年度牛久市一般会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第２７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号、令和２年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第２８号は委員長の報告のとおり



可決されました。

次に、議案第29号、令和2年度牛久市青果市場事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、令和2年度牛久市下水道事業会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、牛久市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、物品購入契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であ

ります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号、児童虐待防止対策の推進を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号、医療的ケア児・者の災害時の電源確保一発電機購入に対する助成に関する請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、請願第1号は採択することに決しました。

次に、請願第2号、奥野地区地域おこし協力隊の導入に関する請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、請願第2号は採択することに決しました。

次に、令和元年請願第2号、二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書、本案に対する委員長の報告は継続審査であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、令和元年請願第2号は継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前11時50分休憩

---

午前11時51分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

ここで本定例会で採択いたしました請願第2号につきまして決議案が提出されておりますので、決議案第1号、奥野地区地域おこし協力隊の導入を求める決議についての1件について、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号、奥野地区地域おこし協力隊の導入を求める決議についての1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 決議案第1号についてを議題といたします。

○

追加日程第1 決議案第1号 奥野地区地域おこし協力隊の導入を求める決議について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。14番杉森弘之君。

〔14番杉森弘之君登壇〕

○14番（杉森弘之君） 決議案第1号、奥野地区地域おこし協力隊の導入を求める決議について提案をさせていただきます。

牛久市奥野地区では、人口の減少による過疎化が進行し、空き家の増加や耕作放棄地の増加等、さまざまな問題が生じ始めています。

これらの問題・課題を解決するために、地元住民と中学生、NPOなどが協力し合い、島田の古民家を拠点に地域活性化の取り組みをさらに発展させ軌道に乗せるために動き出しています。そして、この動きを確実なものにするため、外部から若い人材を導入したいと切望しています。

現在、国は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取り組みとして、「地域おこし協力隊」を推奨し、支援しています。そして、事業実施に当たっては、全国的な地域づくり推進組織、NPO法人や大学等と連携することが望ましく、総務省は地域おこし協力隊の推進に取り組む地方自治体に対して必要な財政上の支援を行うほか、これらの事例の地方自治体への情報提供等を行っています。また、茨城県も積極的に推奨し、県のホームページで県内22の市町村で活動する地域おこし協力隊を紹介しています。近隣では龍ヶ崎市、石岡市、稲敷市、利根町も導入しています。

そこで、牛久市が奥野地区に地域おこし協力隊を導入するよう、強く求めるものです。

以上、決議する。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、決議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって、討論を終結いたします。

これより決議案第1号について採決いたします。

決議案第1号、奥野地区地域おこし協力隊の導入を求める決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、決議案第1号は可決されました。

次に、日程第39、議案第37号及び日程第40、議案第38号の2件を一括議題といたします。



議案第37号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第10号）

議案第38号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 現在上程しております議案に加え、本日２件の追加議案を上程いたします。

追加議案の説明に先立ち、新型コロナウイルス感染症への対応について御報告いたします。

去る３月１７日、茨城県内において新型コロナウイルス感染症患者が確認されたことを受け、牛久市では同日午後４時３０分に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。改めて御報告申し上げます。

議員各位の皆さんにおいても、また市民の皆様においても、引き続き冷静に、そして感染拡大させない適切な行動をしていただくよう、さらなる感染予防対策の御協力をお願い申し上げます。

今後とも感染症の発生動向や国の動向を注視しながら、情報の共有と感染予防対策の徹底、強化を図ってまいります。

それでは、追加議案について御説明を申し上げます。

議案第３７号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第１０号）でありまして、既定の予算額に７１３万７、０００円を追加し、予算の総額を３２５億２、１８２万１、０００円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第１表の歳入歳出予算のうち、歳出につきましては、牛久市介護保険事業特別会計の増額補正に伴い、介護保険事業特別会計繰出金の増額を行うものであり、その財源として財政調整基金を充てるものでございます。

議案第３８号は、令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第５号）についてでございます。既定の予算額に５、７１０万円を追加し、予算の総額を５３億９、７２７万円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第１表の歳入歳出予算のうち、歳出につきましては、保険給付費の増額を行うものであり、その財源として保険料、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金を充てるものでございます。

以上が補正予算の概要であります。詳細につきましてはお手元の議案等により御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第３７号及び議案第３８号の２件について順次質疑を行います。

初めに、議案第３７号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、議案第３７号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、議案第38号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号及び議案第38号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号及び議案第38号の2件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第37号及び議案第38号の2件について順次採決をいたします。

初めに、議案第37号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第10号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第37号は可決されました。

次に、議案第38号、令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第41、議員提出議案第1号及び日程第42、議員提出議案第2号の2件を一括議題といたします。



議員提出議案第1号 牛久市乾杯条例について

議員提出議案第2号 総合計画基本構想検討特別委員会の設置について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。14番杉森弘之君。

〔14番杉森弘之君登壇〕

○14番（杉森弘之君） 議員提出議案第1号並びに第2号について提案理由を述べさせていただきます。

初めに、議員提出議案第1号、牛久市乾杯条例について。

2018年12月、牛久シャトーを所有する企業が、業績の悪化を主な理由として、牛久シャトーの飲食及び物販事業から撤退しました。

この事態を受けて牛久市は、牛久シャトーの所有企業と牛久シャトーの建物と敷地の賃貸借契約を締結するとともに、牛久市がほぼ100%の出資による牛久シャトー株式会社を設立し、牛久シャトーの管理運営を行うこととなりました。

一方、牛久市では以前から牛久グリーンファーム株式会社が栽培するブドウを醸造してワインを生産し、その販売に努めておりましたが、牛久シャトー株式会社が設立されたことを契機に、牛久産ワインの生産及び販売に拍車をかける意味合いで、茨城農芸学院にもブドウの栽培を委託したと認識しております。

そこで、この際、牛久産ワインなどの普及促進を通じて地場産業の育成を図る観点から、本条例を提案するものであります。

詳しくは条例案をもって御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

次に、議員提出議案第2号、総合計画基本構想検討特別委員会の設置について提案いたします。

地方自治法第2条第4項に規定されていた市町村の基本構想に関する規定が、地方分権改革推進計画に基づく義務づけの廃止に伴い、平成23年5月に規定が削除されておりましたが、本議会で議決されました議案第2号牛久市議会の議決すべき事件に関する条例により、市が総合的かつ計画的な市政運営を図るために定める基本構想の策定または変更に関することが改めて議会の議決すべき事件となったものであります。

令和2年1月から執行部において検討を開始した牛久市第4次総合計画の基本構想について、策定段階から議会が積極的にかかわり、あらゆる角度から検討議論を行い、市民の視点に立った総合計画とするため、総合計画基本構想検討特別委員会の設置を提案するものであります。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 以上で、14番杉森弘之君の提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第1号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、議員提出議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、議員提出議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件について順次採決をいたします。

初めに、議員提出議案第1号、牛久市乾杯条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は可決されました。

次に、議員提出議案第2号、総合計画基本構想検討特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第2号は可決されました。

ただいま設置されました総合計画基本構想検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において1番鈴木勝利議員、4番長田麻美議員、5番山本伸子議員、7番伊藤裕一議員、10番甲斐徳之助議員、15番須藤京子議員、17番諸橋太一郎議員、18番市川圭一議員、21番遠藤憲子議員、22番利根川英雄議員、以上10名の議員を指名し、選任します。

なお、総合計画基本構想検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条第1項の規定により、議長において総合計画基本構想検討特別委員会を本日、本会議終



了後、直ちに招集しますので、委員は議員会議室に御参集を願います。

次に、日程第43、意見書案第2号についてを議題といたします。



意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症対策の充実を求める意見書の提出について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。3番秋山 泉君。

〔3番秋山 泉君登壇〕

○3番（秋山 泉君） 意見書案第2号、新型コロナウイルス感染症対策の充実を求める意見書。

本文の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

昨年12月以降、世界各地で感染が報告されている事態となっている新型コロナウイルスにより、日本国内でも感染が確認され、感染拡大の終息が見えないため、早急な対策が求められている。

国においては、これまで入国制限や空港等での検疫など水際対策の強化を図ってきたところであるが、感染経路が不明確な国内での感染症例が報告され、茨城県内においても3月17日に1人、翌18日に2人の発症が確認されるなど、事態は刻々と変化してきており、深刻化することが懸念される。

本市においては、3月17日には新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、正確な情報を市民へ提供し、茨城県の保健所や市内の医療関係と連携した医療体制を整備するなど、感染拡大防止等に努めている。また、国においても2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定し、対策を進めているところである。これ以上の感染拡大等を防ぐためにも新型コロナウイルス感染症対策の充実が喫緊の課題である。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供に際しては、国民の不要な混乱や不安、人権侵害や風評被害の防止等のため、正確な情報を迅速に提供すること。また、地方自治体や医療機関などと情報を共有し、緊密に連携して感染拡大の防止に取り組むこと。
2. 相談体制、PCR検査体制、診療体制や入院医療体制の強化及び治療薬の開発を早急に進めること。
3. 地方自治体や医療機関などに対して財政的支援を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞が懸念される経済活動の活性化を図るとともに、中小企業事業者やその従業員及び休校によって休職する保護者などへの経済的支援等の強化を一層推進すること。ま

た、地方自治体が取り組む地域経済活性化策に対する支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、意見書案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第2号について採決をいたします。

意見書案第2号、新型コロナウイルス感染症対策の充実を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第2号は可決されました。

次に、日程第44、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（石原幸雄君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和2年第1回牛久市議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後0時38分開会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 石 原 幸 雄

署名議員 加 川 裕 美

署名議員 須 藤 京 子